

東京都水道局研修・開発センターの喫煙室の廃止について

令和元年7月1日から、健康増進法の一部を改正する法律の一部が施行されます。

改正健康増進法（平成14年法律第13号）では、地方公共団体の行政機関の庁舎（敷地を含む。）においては、何人も喫煙が禁止され、専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を設置してはならないこととされています。

また、東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）によっても同様の義務が課されます（令和元年9月1日施行）。

これらの法令の施行に伴い、次のとおり対応いたしますので、当センター施設を御利用の際は、御注意いただきますようお願いいたします。

- 外来者用喫煙室（地下1階）は、令和元年6月28日（金）をもって廃止し、灰皿等を撤去します。
- **令和元年7月1日（月）以降、当センター建物内及び敷地内では、一切喫煙をすることができません**（屋外喫煙場所は設置しません。）。
- 当センター敷地内において喫煙をし、又は喫煙をしようとする方があった場合は、敷地外への退出を求めます。
- 当センター敷地外であっても、周辺の路上等での喫煙は御遠慮ください。近隣の住民等が受動喫煙をするおそれが生じないようお願いいたします。

